

加古川市上下水道局工事監督要領

平成 10 年 4 月 1 日

加古川市水道局訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市上下水道局が発注する工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。以下同じ。）の適正かつ効率的な履行を確保するため、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年水道事業管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）第 33 条の規定に基づく工事の監督に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 総括監督員又は主任監督員をいう。
- (2) 総括監督員 主任監督員を指揮監督する職員をいう。
- (3) 主任監督員 工事の現場監督を担当する職員をいう。
- (4) 工事担当課長 当該工事を所管する課の長をいう。
- (5) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (6) 設計図書 金抜設計書、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。
- (7) 請負者等 請負者、現場代理人又は使用人をいう。

(総括監督員の業務)

第 3 条 総括監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 請負者等に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- (2) 関連する 2 以上の工事の調整のうち重要なものの処理
- (3) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主管課長への報告

(主任監督員の業務)

第 4 条 主任監督員は、次に掲げる業務を担当する。

- (1) 請負者等に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者等が作成した詳細図等の承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施
- (4) 関連する 2 以上の工事の調整のうち軽易なものの処理
- (5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告

(監督業務の実施)

第 5 条 監督員は、監督業務の実施について、別に定める基準により、行わなければならない。

(監督員の心得)

第 6 条 監督員は、監督を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事に係る関係法令等を熟知するよう努めること。
- (2) 工事現場において請負者その他の利害関係者に対して、常に厳正な態度で臨むこと。
- (3) 工事に関連する他の機関及び地元との調整に留意し、工事の施工に支障を及ぼさないように配慮すること。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、監督に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月20日 加古川市水道局訓令第8号)

この要領は、平成13年4月23日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日 加古川市水道局訓令第11号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日 加古川市水道局訓令第14号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 加古川市水道局訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、この要領による改正前の加古川市水道局工事監督要領の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成27年4月1日 加古川市上下水道局訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、この要領による改正前の加古川市水道局工事監督要領の規定は、なお効力を有する。